

社協会員会費制度 Q & A

令和3年10月

?



社会福祉法人白井市社会福祉協議会

社協会員会費制度 Q&A の発行にあたって

当会の事業推進につきましては、日頃より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済状況の変化等に伴い、多様化する生活課題はますます複雑化する傾向にあります。このため、地域住民や関係団体など、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが全国的に展開されています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常生活においては、感染予防対策として三密（密集、密接、密閉）を避けた行動が求められ、地域福祉活動も大きな制約を受ける状況となっています。従来取り組んできた、人と人の関わりや集い等が制限される中で、見守りや支えあいが必要な方々に対する今後の関わり方、支援の仕方の模索が続いています。

「一人ひとりの住民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とする当会は、このような状況にあるからこそ、感染予防しつつ新たな地域のつながり方を模索し、「地域共生社会」の実現を目指し、各小学校区に設置している地区社会福祉協議会の充実をはじめ、住民の皆さまや関係団体と連携した活動に力を入れ、地域の福祉力を高めていきたいと考えています。

この活動を推進するために最も大切な財源が皆さまからご協力いただく「社会福祉協議会会費」（以下「会費」という）です。

当会では、会費の「なぜ」「どうして」「なんのために」といったご質問等にお答えし、住民（個人会員）や企業・商店（法人会員）、ボランティア団体等（団体会員）皆さまの会費の募集にこれまで通りご協力いただきたいと考え、会費Q&Aを作成しました。

皆さまから寄せられる多くのご質問等にお答えするために会費Q&Aを作成しておりますが、会費をはじめ、それ以外の社協活動についても、職員が出前講座として説明に伺わせていただきますので、ぜひご利用ください。市民の皆さまと共に、よりよい地域づくりを進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和3年10月

社会福祉法人白井市社会福祉協議会

Q 1 なぜ社協は、会費を集めるのですか。

【A 1】 住民の一人ひとりが福祉の担い手として参加する福祉【住民参加・住民主体】こそ、本来の姿であるとの考えで、住民参加の一形態として、社協では住民の皆さまを対象とした会員制度を設けています。

白井市社会福祉協議会は、地震等が発生した際の被災者支援をはじめ、高齢者等の外出支援、安否確認、訪問支援及びコロナ禍で収入が減少した方への生活費の貸出や、認知症等により判断能力が十分でない方の金銭管理等を行っています。

さらに皆さまからお預かりした会費により、市内に9か所ある地区社協の運営や、手話等のボランティア活動、「社協しろい」による広報活動、弁護士などによる心配ごと相談をはじめとした地域に密着した福祉活動を行っています。会員制度は、これらの社協の活動を支えていただくための制度であり、住民相互で支えあい、助け合う「共助」のしくみづくりを進めるうえで、住民一人ひとりが地域の課題・問題を自らのものとして受け止めていただき、会費という形で金銭的なご協力をくださる『財政サポーター』として支援をいただくことで、継続性のある地域福祉活動に結びつくものと考えています。

Q 2 社協会員になるのは強制ですか。

【A 2】 会員制度は強制ではなく任意ですが、地域福祉を推進し、住民の皆さまが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、また、地域福祉活動を支えていただくため、一人でも多くの方々にご理解いただき、会員になっていただきたいと思えます。

自治会費等による一括納入でご協力くださる区・自治会・町会等に所属されている住民の皆さまも社協会員であると考えています。

Q 3 税金を払っているのに、なぜ会費をお願いするのですか。

【A 3】 税金だけで、行政がすべての福祉の課題を解決するのは困難であり、限界があります。また、すべて税金で賄うとなると、多額のお金が必要になります。しかも、多額の税金を使っても、行政が地域のすべての課題を解決できるとは限りません。

【A 1】でも触れたとおり、住民相互で支えあい、助け合う「共助」のしくみが大切です。行政だけに頼るのではなく、地域の住民が主体となって地域活動を推進していくために「お互いに助け合いましょう」という意思に基づいた財源が必要となってくるのです。補助金・受託金収入など大きな財源はありますが、これらはいずれも使用

内容が決められています。したがって会費は、住民が主体的に取り組む事業【例：地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）や、自治会等で実施しているふれあいいきいきサロン】などに充当することで、高齢者の地域での孤立・孤独防止や安否確認、仲間づくりの場の提供等のさまざまな事業を充実させていく大きな財源となっているのです。

Q 4 会費はどのように使われているのですか。

【A 4】 会費は、市からの受託事業や補助事業以外で、地域福祉の推進に必要な事業に充てられています。

- ・地区社会福祉協議会や、自治会等で住民が主体的に行っているふれあいいきいきサロンや見守り事業
- ・認知症サポーター養成講座、点字講習会、手話講習会等のボランティア活動の振興
- ・弁護士や税理士による心配ごと相談
- ・年4回発行の「社協しろい」（広報紙）やホームページ等

皆さまからお預かりした会費は、このような事業運営に必要な貴重な財源となっています。

Q 5 会員と会員でない人の違いはありますか。

【A 5】 違いはありません。特典があるわけではなく、福祉活動への参加と社協活動を支援していただく意思表示のための会員会費制度です。したがって、会員にならないことで不利益が生じたりすることはありません。

Q 6 なぜ自治会等に会費のとりまとめや納入のお願いをするのですか。

【A 6】 社会福祉協議会が、すべての住民一人ひとりと個別に向き合い、個々に福祉を広めていくことは不可能です。社会福祉協議会の仕事は、住民や行政、関係機関（者）・組織とのネットワークの上に成り立っています。そのネットワークを通して、住民が主体的に福祉に参加していく気運を高めていくことが最も大切だと考えています。

「住民主体とネットワークの構築」という社会福祉協議会の目的を考えれば、区・自治会・町会等は、住民の最も基礎的な地縁組織であり、住民の基礎組織である区・自治会・町会等とのネットワーク、支援・協力をいただくことが大切なことと考えています。

地域に住む方の思いや状況、課題等を把握したり、情報の伝達や広報等を進めていくうえでも区・自治会・町会等のお力は不可欠です。そのような意味から、自治会から地区社協の推進員へ、市社協へは自治連合会から理事・評議員に参画していただくなど、運営にご協力いただいています。

そして、区・自治会・町会等のご支援により集まった会費を地区社協などの活動を通して地域に還元していく循環を作っていくため、区・自治会・町内会等へ例年、ご協力の労をお取りいただいています。区・自治会・町会長をはじめ、役員の皆さまにこの場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

Q 7 会費と寄付金や募金の違いは何ですか。

【A 7】 寄付金は、何かの役に立ててほしいという善意の表れで、社協活動への参加の意思表示とは性質の異なるものです。

また、募金は通常、特定の目的があるもので、幅広く事業に充当しようとする会費とは異なるものと認識しています。会費は、住民に支援を呼びかけ、100%社協の判断で活用できる財源で、住民が社協活動を支える最も基本的な制度です。

Q 8 自治会費の予算から会費に協力してもよいのですか。

【A 8】 区・自治会・町会等が社協の趣旨に賛同して会費を納入することについて、問題はありません。会費は強制ではなく、任意ですので、自治会・町内会等の総会などで、住民の皆さまへご説明いただいたうえで、会費の納入についての合意形成と意思決定の手続きを行ってください。

Q 9 社協の会員会費制度について説明をしてもらうことはできますか。

【A 9】 区・自治会・町会等の役員会などでご説明させていただきます。土・日・祝日であってもお伺いいたします。説明の機会を頂戴できることはありがたいことと考えていますが、資料を用意する時間をいただきたいので、日数にゆとりをもってご連絡いただければ幸いに存じます。ご不明な点等がございましたら、いつでもご連絡ください。〔電話047-492-5713 管理グループ〕

Q10 財源としての会費が無くなった場合、社会福祉協議会はどうなりますか。

【A10】 市からの補助金等も厳しい状況の中にあって、当会としても自主財源の確保には努めていますが、特に割合の高い住民会費が無くなれば社協活動にも大きく影響がでます。心配ごと相談やボランティアセンター事業、地域の中で、住民が自主的に実施している「ふれあいいきいきサロン」への助成、社会福祉大会、広報紙「社協しろい」の発行など、社会福祉協議会が自主事業として展開する事業は継続できなくなります。

特に、「ふれあいいきいきサロン」や「見守り事業」など高齢者等の孤立・孤独化への対応として住民が主体となって活動している地区社協の事業ができなければ、地域福祉コミュニティが後退することが想定されます。